

大玉村国内外交流協会会費について

大玉村国内外交流協会規約第15条の規定に基づき、下記のとおりとする。

会員は、次の会費を納入しなければならない。

- (1) 個人 1, 0 0 0 円 (高校生以下免除)
- (2) 企業等 5, 0 0 0 円